

令和8年6月農業委員会総会議事録

日 時 令和8年6月30日（火曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所本庁 1－3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
下原 小枝子	杉元 義男	庄村 里世	米倉 千春
土器 三紀夫	中津 ゆみ子	山口 長徳	園田 義保
吐師 伸次郎	吉田 尚美	上村 ゆかり	

欠席委員

山野 真澄	鶴田 幸一
-------	-------

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎	事務局長補佐 岡本 昭信
農地調整係長 松田 篤志	農地調整係主任主事 中村 清人
農地調整係主事 遠目塚 壘	

議 題

報告第 6 号 農地等の合意解約について

議案第 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 2 号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）の変更について

議案第 1 3 号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について

議案第 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 1 5 号 非農地証明願いについて

事務局長	ただいまから、令和8年6月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立を願います。 一同礼。(一同礼) まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。
会長	(挨拶並びに会務報告) 次に、委員の出席状況を報告します。 鶴田委員、山野委員の2人から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。 よって、ただいまの出席は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員16名で定足数に達しています。
議長(会長)	これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に森永委員と田中委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第6号、議案第11号から議案第15号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。 はい、事務局長。
事務局長	(議案朗読)
議長(会長)	これより報告および議案の審議に入ります。 まず、報告第6号農地等の合意解約について、事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。
事務局	それでは、報告第6号農地等の合意解約について、説明します。 議案書1ページをご覧ください。 今月の合意解約件数は26件です。 それでは説明します。

議長（会長）	2ページをご覧ください。 今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。 申請番号2番ですが、耕作者変更のため解約するものです。 申請番号3番ですが、今後所有権移転するため解約するものです。 以上報告します。 はい、説明が終わりました。 質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、報告第6号の質疑を終結します。 次に、議案に入ります。 議案第11号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、事務局。 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。 5ページをお開きください。 今月の許可申請件数は、所有権移転10件となります。 申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。 6ページをお開きください。 申請番号1番、畑1筆、565平米の売買です。 総額〇〇円です。 備考欄のとおり、永田委員の掘り起こしです。 申請番号2番、畑1筆、268平米の贈与です。 申請番号3番、田1筆、366平米の売買です。 総額〇〇円です。 申請番号4番、田6筆、2901平米の売買です。

議長（会長）	総額〇〇〇円です。 7ページをお開きください。 申請番号5番、畑1筆、1394平米の売買です。 総額〇〇円です。 申請番号6番、田4筆、1831平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 本案件について補足説明します。 申請農地は、備考欄に記載のとおり筆界未定の農地ですが、譲受人より申請地の境界は畦畔により明確であること、境界については、隣接者とは双方ともに承諾されており争いはないこと、今後筆界未定について関係者が協議を進めていくことを検討している旨の申出書が、許可申請書と併せて提出されています。 申請番号7番、田1筆、610平米の売買です。 総額〇〇〇〇〇〇円です。 備考欄のとおり、下原委員の掘り起こしです。 申請番号8番、畑1筆、274平米の売買です。 総額〇〇円です。 8ページをご覧ください。 申請番号9番、田2筆、1929平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 申請番号10番、畑3筆、3054平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 以上、所有権移転10件となります。 事務局の説明が終わりました。 議案第11号については、各担当委員に現地確認等をしていただいています。 農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をいただきます。
--------	--

永田委員	まず、申請番号1番および申請番号2番は関連ですので、農地および申請人「受け人」の報告を、まとめて永田委員にお願いします。 はい、永田委員。 それでは、この農地について私が掘り起こしになった経緯ですけれども、この2枚の畑を作っていた方が亡くなられたものですから、相手を探していたところにたまたま隣の持ち主の方が同級生だったので、その人をお願いしたら了解をいただいてこの申請になりました。 それでは、申請番号1番の農地について報告します。 〇〇自治会内にありまして、〇〇〇〇〇〇のある道路のちょうど反対側にある畑です。 基盤整備はされていませんが、長方形で、形はある程度整っています。 申請農地周辺は、西側が畑、東側は宅地。 日照は良くて、接道もあります。 用排水は自然排水です。 作付につきましては、現在は深ネギが作ってありました。 申請番号2番について、報告します。 2番は、基盤整備はされていませんが、長方形で、形は良いです。 申請農地の周辺も一緒に、東側が宅地で、西が畑です。 日照も良く、接道もあります。 用排水も自然排水です。 ここは、現在は草が生えてましたが、先に反対側は早く決まったから作付してありましたが、こちらは後から、この農地ももらってほしいとのことでした。 この申請番号2番に関しては、受け人から聞いたところ、譲り受
------	---

	接道も良好です。 用排水の状況ですが、現場を確認した時にはありませんでしたが、ちょうどその時に今回取得される方が現場に来て、用水排水についてはこれからパイプを埋めて作るということでした。 それから、申請後の作付は7月に入ったら水稻を植えるということでした。 以上報告します。
議長（会長）	続いて、受け人の報告を吉田委員にお願いします。
	はい、吉田委員。
吉田委員	申請番号3番の受け人の状況について、報告します。 受け人の営農状況は、稲作主体の専業農家で後継者もいます。 渡し人との関係は、同じ自治会内の知人です。 所有農地について、畦や用水路の管理も適切に管理されており、問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、申請番号4番の農地の報告を上村委員に、申請人「受け人」の報告を岩屋委員にお願いします。
	まずは、農地の報告を上村委員にお願いします。
	はい、上村委員。
上村委員	申請番号4番の農地6筆について、報告します。 申請農地は、〇〇〇〇公民館の西側の水田地帯にあります。 〇〇〇〇〇の方は、周囲一帯水田で、日照、接道、用排水とも良好です。 〇〇〇〇の方は、西が山林、南が倉庫ですが、日照、接道、用排水は良好で、2か所とも既に水稻が作付されていました。 以上報告します。
議長（会長）	次に、申請人「受け人」の報告を岩屋委員にお願いします。
	はい、岩屋委員。
岩屋委員	申請番号4番の受け人の状況について報告します。

議長（会長）	受け人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。 後継者は他県にいて、今のところ帰ってくる予定はないということでした。 受け人は高齢ですが、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。
前原委員	次に、申請番号5番の農地の報告を前原委員に、申請人「受け人」の報告を土器委員にお願いします。 まずは、農地の報告を前原委員にお願いします。 はい、前原委員。 それでは、申請番号5番の農地について説明します。 場所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇です。 〇〇の入口の〇〇〇〇〇〇のおおよそ西側に当たります。 基盤整備はされていません。 農地の形状も良くありません。 申請農地周辺ですが、東側を除いて山方向に山林を竹林が囲んでいます。 日照も南側に山林があるため、良くはありません。 接道ですが、農道が付いてますが、進入が少し急坂で、そして舗装してないのであまり状況は良くありません。 用排水ですが、山林から水が染み出ているので、これも良くありません。 これは排水を整備すれば結構良くなるのではないかと考えているところです。 それから、作付状況ですが、何も作付されておりませんでした。 雑草が繁茂していて、雑草を除去して大きな機械を入れれば耕作可能ではないかと判断したところです。 以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、申請番号5番の申請人「受け人」の報告を、土器委員にお

土器委員	願います。 はい、土器委員。 申請番号5番の受け人の状況について報告します。 受け人の営農状況は、稲作と林業の兼業で、後継者はいるとのことでした。 それと、地域との調和についてですが、結構私が近くで作業したのですが、真面目に仕事をされているし、地域との調和は良いと思います。
議長（会長）	次に、申請番号6番の農地および申請人「受け人」の報告を、吉田委員に願います。
吉田委員	はい、吉田委員。 申請番号6番の計4筆について報告します。 申請地は、〇〇〇自治会内にあります。 国道から〇〇〇〇〇〇に向かう道路の途中にある〇〇〇の前の〇〇〇〇〇から東側に入ってすぐのところにあります。 基盤整備はされてなく、〇〇〇〇－〇〇〇、〇〇〇〇－〇〇〇、〇〇〇〇－〇〇〇は1枚の長四角の田になっています。 〇〇〇〇－〇〇〇は、その田の斜め北側にありますが、すぐ東側に山林があり形状は悪いです。 日照は良好です。 接道は、1枚の田にしてある方は良いですが、〇〇〇〇－〇〇〇の方は悪いです。 調査時は、昨年田を植えた後何もしていない様子で、荒れた状態でした。 受け人は稲作と〇〇〇〇業をされている兼業農家で、渡し人との関係は知人です。 後継者はいません。 渡し人から以前からこの田を買って欲しいと懇願されていたと言

議長（会長）	われていました。 また、用排水に問題があるため、菜園として使いたいと言われていました。 次に、申請番号7番の農地および申請人「受け人」の報告を、下原委員にお願いします。 はい、下原委員。
下原委員	申請番号7番の農地と受け人について報告します。 申請地は、〇〇自治会内の基盤整備された水田地帯内にありますが、ここ数年耕作されてなく、遊休地化した農地です。 そこで、隣接地の〇〇さんが購入されることになりました。 また、調査した時は畦を崩して1枚の田んぼにしてあり、田植えも済んでいました。 受け人は、稲作主体の専業農家で後継者はいませんが、将来はわからないと言われました。 受け人は営農も一生懸命され、畦管理もしっかりされ問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、申請番号8番の農地および申請人「受け人」の報告を、永田委員にお願いします。 はい、永田委員。
永田委員	申請番号8番の畑1筆について、報告します。 申請農地は、〇〇〇〇〇自治会内にあります。 この自治公民館に入る道路が長い上り坂になっていますが、その途中にあります。 農地の形状は悪いです。 ちょうど山あいにある場所で、周りが山です。 日照は、やや日が当たるかなという感じです。 接道はあります。 用排水は自然排水です。

議長（会長）	現在は、そこに盛り土がしてあってそこにスイカ、カボチャが作付してありました。 以上農地の報告をします。 受け人につきましては、やはり〇〇〇〇〇自治会内にいます。 営農状況は兼業です。 渡し人との関係は他人です。 後継者はいます。 取得後の利用は畑と伺いましたが、受け人の息子によると、全部父がいろいろ進めているので、父が何を考えているのかわからないという回答でした。 地域との調和については良いと思います。 以上報告します。 次に、申請番号9番の農地および申請人「受け人」の報告を、吉田委員にお願いします。
吉田委員	はい、吉田委員。 申請番号9番、計2筆について報告します。 申請地は、〇〇〇自治会内にあります。 基盤整備はされていませんが、形状の良い田んぼで、周辺一帯も水田です。 日照、接道、用排水も良好です。 調査に行った日には、もう田植えがされてありました。 受け人の営農状況は、稲作と繁殖牛、露地野菜の複合経営です。 渡し人との関係は知人です。 受け人は営農も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。
議長（会長）	次に、申請番号10番の農地および申請人「受け人」の報告を、園田委員にお願いします。 はい、園田委員。

園田委員	それでは、申請番号10番のまず農地について報告をします。 農地は、〇〇自治会内にあって〇〇〇〇〇から南側に出ますと、〇〇〇から〇〇に行く県道に出ますが、その向かいにある農地です。 県道から二、三百メートル離れていると思います。 基盤整備は今計画の話があり、多分そこも対象地区に入ってるんだろうと思いますが、今のところでは未だ足踏み状態だということです。 農地の形状は良いと判断をいたしました。 本人の許可を得て、受け人が3枚ほどの田んぼ、いま畑ですが、1枚にしてトウモロコシが植えてあって30センチぐらい伸びていました。 周囲は畑、南側が山林ということです。 近くに2軒ほど住宅があります。 日照は良好ですが、接道がないというようなことで、以前からこの周囲に作付をされている受け人に対しても、処分をする時は、あなたに買ってほしいとの話も以前からなされていたようです。 どの時期かわかりませんが、各ほ場に池が掘ってあります。 田として使ってきた時代があり、そして米が一時期作られていたのかなと思います。 昭和初期の段階じゃないのかなということで、用排水は自分の田んぼの横に池を掘って、それを利用していたという時期があったようです。 今後も飼料畑として使っていくということです。 農地については以上です。 受け人について報告をします。 同じ〇〇自治会内に住んでいまして、お父さん、お母さん、それから〇〇部門を受けもっている本人、それからお兄さんは〇〇部
------	--

議長（会長）	とをご存知なかったとのことです。 実際の管理は譲受人がしています。 今回の判明したこの機会に、譲受人が管理している土地ということで、今回合意解約をする手続きをしているところです。 続きまして、7ページをお開きください。 同じ申請番号7番となります。 これについても、譲受人に2315平米の貸付地があります。 これにつきましては、地域の担い手への集約の協力ということでの貸付となっています。 以上補足説明します。 続きまして、判断根拠について説明します。 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。 農地法第5条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題ないということです。 したがいまして、計10件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て充たしていると判断しています。 以上報告します。 判断根拠の説明が終わりました。 ここで、申請番号9番の譲受人は、〇〇委員です。 よって、申請番号9番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、申請番号9番について各委員の質疑を求めます。

議長（会長）	質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 申請番号９番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	これより申請番号９番を除く議案第１１号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。
前原委員	はい、前原委員。 お尋ねします。 申請番号５番で、土器委員にお尋ねしますが、取得後は何を作付されるのか、疑問に思ったものですから説明をお願いします。
議長（会長）	はい、土器委員。
土器委員	本人によると、もう畑はできないようなことを言われて、地中にパイプが埋められていて耕作ができないようなこと言われたので、それで栗でも植えようかと話されていました。
議長（会長）	栗を植えるということですが、事務局の方から補足をお願いします。
事務局	申請番号５番について、補足説明をします。 申請番号５番の土地、今回の申請地につきましては、南側に山林がございまして、その山林と合わせて譲受人が購入されるということで伺っています。

議長（会長） 前原委員 議長（会長） 議長（会長） 議長（会長） 議長（会長） 事務局	先ほど土器委員が説明されたパイプにつきましては、その南側の隣接する山林の法面部分にパイプが入っておりまして、そこは法面というところもあり、耕作できない場所なので栗を植えるということでした。 また、平場がありますが、今回の申請地になる平場の部分についても栗を植えるということで、申請人からは伺っているところです。 以上補足説明します。 前原委員よろしいですか。 はい。 他に質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第１１号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手） はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第１１号はお諮りのとおり決定します。 次に、議案第１２号、「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）の変更について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。 議案第１２号、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）の変更について、説明します。 ９ページをご覧ください。 変更件数は２件です。 次の１０ページをご覧ください。
--	--

議長（会長）	表の上段が変更前、下段が変更後となります。 それでは説明します。 申請番号1 番ですが、令和7年1 0月総会、議案第3 0号、申請番号4 4番において決定をいただいた案件となります。 表右端をご覧ください。 変更理由の欄をご覧ください。 令和7年1 0月総会において、受け人を誤ってあげていたため、受け人を変更するため改めて総会に提出するものです。 なお、農地中間管理機構の契約については、変更後の受け人で、令和7年1 2月1日付で公告済みです。 続きまして、1 1ページをご覧ください。 申請番号2 番ですが、令和7年1 2月総会、議案第4 0号、申請番号1 8番において決定を受けた案件となります。 変更理由の欄をご覧ください。 令和7年1 2月総会において、受け人を誤ってあげていたため、受け人を変更するため改めて総会に提出するものです。 なお、農地中間管理機構の契約においては、変更後の受け人で、令和8年2月1日付で公告済みです。 この変更申請2件につきましては、事務局において総会資料作成時に受け人を誤って表記していたことが原因となります。 実際の農地中間管理機構の貸借契約については、正規な受け人で契約をしており、滞りなく手続きが済んでいることを併せて報告します。 大変申し訳ありませんでした。 説明は以上となります。 事務局の説明が終わりました。 これより議案第1 2号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。
--------	---

議長（会長）	質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第１２号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第１２号はお諮りのとおり決定します。 次に、議案第１３号、「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。
事務局	議案第１３号、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について、説明します。 １２ページをご覧ください。 今月の計画件数は３５件です。 案件の説明に入る前に、少しお時間をいただきまして、貸し借りを行う際の仮地番の取扱いについて、これまでの取扱いが変更となりましたので、説明したいと思います。 ほ場整備を行う際に工事期間中でも営農ができるよう一時的に耕作する場所を指定する一時利用指定があります。 この一時利用指定がなされた場合には、仮地番がその土地に割り振られます。 この地番が振られた際に、貸し借りをする場合にはこれまでは従前地を用いて、貸し借りの契約手続きを行っていました。 これは仮地番の状態では、登記上は従前地の登記のままであるということから、そういった取扱いを行っていましたが、今回この

	取扱いが変更となります。 先日宮崎県農業振興公社より土地改良事業法において一時利用地の指定がなされた場合には、いわゆる仮地番が振られた際には、土地の使用収益関係が仮地番に移行するということから、今後仮地番での契約を行うよう方針が示されました。 まとめますと、今後の取扱いとしては一時利用指定がなされた場合には仮地番を用いて契約を行うこととしますので、よろしくお願い致します。 それでは、議案の説明に入ります。 申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略します。 13ページをご覧ください。 申請番号1番、田2筆、3867平米の賃貸借です。 申請番号2番、畑1筆、1055平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、吐師委員の掘り起こしです。 申請番号3番、田1筆、234平米の使用貸借です。 14ページをご覧ください。 申請番号4番、田1筆、1244平米の賃貸借です。 申請番号5番、畑1筆、1404平米の賃貸借です。 申請番号6番、畑1筆、1799平米の使用貸借です。 申請番号7番、田1筆、畑1筆、計2筆、8174平米の使用貸借です。 申請番号8番、田2筆、5451平米の賃貸借です。 申請番号9番、田1筆、731平米の賃貸借です。 16ページをご覧ください。 申請番号10番、田2筆、2008平米の賃貸借です。 申請番号11番、田3筆、6775平米の賃貸借です。 申請番号12番、田2筆、2285平米の賃貸借です。
--	---

	申請番号13番、田2筆、1798平米の使用貸借です。 申請番号14番、田1筆、789平米の賃貸借です。 18ページをご覧ください。 申請番号15番、田11筆、1万3809平米の賃貸借です。 申請番号16番、田3筆、1727平米の使用貸借です。 申請番号17番、田2筆、1708平米の賃貸借です。 20ページをご覧ください。 申請番号18番、田2筆、1789平米の賃貸借です。 申請番号19番、田1筆、1503平米の賃貸借です。 申請番号20番、畑3筆、1277平米の使用貸借です。 申請番号21番、田3筆、1836平米の使用貸借です。 22ページをご覧ください。 申請番号22番、田1筆、1922平米の使用貸借です。 申請番号23番、畑4筆、9316平米の使用貸借です。 備考欄のとおり、田中委員の掘り起こしです。 申請番号24番、田7筆、3360平米の使用貸借です。 24ページをご覧ください。 申請番号25番、田3筆、5469平米の賃貸借です。 申請番号26番、田2筆、3983平米の賃貸借です。 申請番号27番、田2筆、7249平米の賃貸借です。 申請番号28番、畑1筆、1030平米の使用貸借です。 申請番号29番、畑1筆、1804平米の賃貸借です。 26ページをご覧ください。 申請番号30番、畑1筆、2252平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、吐師委員の掘り起こしです。 申請番号31番、田1筆、962平米の賃貸借です。 備考欄のとおり、米倉委員の掘り起こしです。 申請番号32番、田1筆、3010平米の賃貸借です。
--	--

議長（会長）	備考欄のとおり、米倉委員の掘り起こしです。 申請番号３３番、田１筆、５６７平米の賃貸借です。 ２８ページをご覧ください。 申請番号３４番、田１０筆、畑４筆、計１４筆、１万１７６３平米の賃貸借です。 申請番号３５番、畑１筆、３９１４平米の賃貸借です。 以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、および農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。 事務局の説明が終わりました。 これより議案第１３号の審議に入ります。 ここで、まず申請番号２番と３０番の受け人は、〇〇委員が役員を務める法人です。 よって、申請番号２番と３０番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、申請番号２番と３０番について、各委員の質疑を求めます。 質疑ありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 申請番号２番と３０番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。

	よって、申請番号２番と３０番はお諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	それでは、申請番号２番と３０番を除く議案第１３号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。
前原委員	はい、前原委員。 申請番号〇番の面積と対価についてお尋ねします。 面積と玄米の量は間違いないでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局の方から説明していただきます。
事務局	はい、事務局。 申請番号〇番の面積、そしてそれに対する対価についてお答えします。 申出人、渡し人と受け人の間で、全部で玄米〇〇〇キロということで申し出を受けまして、この議案としてあげたところです。
議長（会長）	はい、よろしいですか。
前原委員	はい、前原委員。 はい、これ非常に量が多いので、他の案件に畑の使用貸借があると思いますが、これも含めてじゃないかと想像したところですが、申出書にそういう記載はないのでしょうか。
議長（会長）	量が多いということでの質問ですが、事務局にお願いします。
事務局	はい、事務局。 私が全て把握しておりませんが、前原委員が言われるとおりで、申請番号〇番、田〇筆、〇〇〇〇平米に対し、対価としては、全部で玄米〇〇〇キロということで、その申請の際にあわせて申請番号〇番、畑〇筆、〇〇〇〇平米も、これが使用貸借ということです。

議長（会長）	要は、全部でという意味合いとしては、この申請番号〇番の畑は使用貸借で、田んぼの申請番号〇番は玄米〇〇〇キロということで申し出を受けて、議案としてあげております。 はい、事務局。 補足をお願いします。
事務局	補足としてですが、農地中間管理機構の契約の関係で、畑では米を作らないわけで、畑の契約で米の物納を設定ができないので、今回は分けて、田んぼのみで物納を設定していきまして、畑の部分は使用貸借で契約を行っています。 畑では米を作らないということで、畑で物納を選定することでシステム上入力ができないので、このような形で結んでいます。
前原委員	それにしても量が多いと思います。 かなり量が多いですが、〇番の畑と含めても量が多いと思いますが、両方とも了承済みだということです。
議長（会長）	やはり記録はしっかり残した方がいいかと思います。 他の申請と比べるとかなりな量ですから、これをしっかりと記録して後に問題を残さないようにしていただければと思います。
前原委員	はい、他に質問はないですか。 はい、森永委員。
森永委員	前回、前々回だったと思いますが、〇〇〇〇さんという名前が出てきますが、確か〇〇〇ですかね、この方がこの議案に堀浦などの土地を借りているのですが、10アール当たり〇〇〇〇円とか〇〇〇〇円で安く、多分不耕作地なところだと思いますが、実際にその当時私が質問した時、研修生が来るというような説明でした。 現在、研修生を雇われているのでしょうか。 そこをお聞きしたいと思います。
議長（会長）	事務局の方で把握はできてますか、お願いします。

事務局	〇〇さんと〇〇〇〇さんで申請があがっているかと思います。 研修生が今現在来ているかどうかということなのですが、研修生としては未だ来られておりません。 ただし、市内の新規就農、独立して始めるという30代の子が1人お手伝い研修という形で、今一緒に作業をされているということはお聞きしています。
議長（会長）	よろしいですか。
森永委員	はい。
議長（会長）	はい、岩屋委員。
岩屋委員	〇〇〇でも借りているのですが、1回耕起されていますが、今はすごく草が茂ってる状態で、大豆を作られるということだったのですが、今から作られる見込みがあるのでしょうか。 近所の方も1回耕起されたけど、あの農地は誰かが借りたと聞いたが本当に作られるんだろうか、という話も出てきているくらいですので、そこをお聞きします。
議長（会長）	はい、事務局お願いします。
事務局	〇〇さん、〇〇〇〇さんの件でお答えします。 この前、申請の際にお話をさせていただきました。 田んぼが約4町歩、畑が約1町歩、2町歩ないぐらいを、今のところ貸し借りされています。 営農計画についてですが、7月の中旬から田んぼに関しては、大豆を植えていくということです。 畑については、ジャガイモを8月中旬から後半にかけて作付けしていくと、今お話の中で出ましたが、草が生えているという状況も把握しましたので、そこを確認しましたところ、要は田んぼについては、大豆を植える前に、7月頭から畦畔の草刈りをしていくという計画を立てられていました。 畑については、8月のジャガイモの植付け等の作業が始まる前の

議長（会長）	8月から作業、そして畦畔の草刈りを行っていくということでお聞きしています。 年に3回、もしくはうまくいけば4回ほど田んぼ、畑の畦畔等の管理、草刈りをしていくということでお聞きしています。 先日の打ち合わせの中でも今の問題の話があったのですが、本人が耕作するという意向です。 今後状況をみていく必要があるのではないかと思います。 だから、これ以上にまた今後申請があがってくれば、耕作できるかどうかについて、経営状況をみて判断する必要があるかと思っています。 他にないですか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 申請番号2番と30番を除く議案第13号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第12号はお諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。 ここで10分間の休憩をとります。 （休憩 午前10時5分から10時15分まで）
議長（会長）	休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第14号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、および議案第15号、「非農地証明願いについて」を一括議題と

事務局	します。 事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。 30ページをご覧ください。 議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。 今月の許可申請件数は、2件です。 申請人等の住所、氏名については省略します。 31ページをお開きください。 申請番号1番。 申請地は、大字〇〇字〇〇〇、田1筆、746平米を一般住宅敷地として申請するものです。 権利関係は売買です。 本案件は、既に昭和51年ごろに、農地法5条で工場敷地として申請されていますが、現状は雑種地として使用されているため、申請人からの始末書の提出があります。 また、今回は一般住宅敷地として使用用途が変わるため、再度5条での許可が必要となり、申請するものです。 立地基準につきましては、農振区分は農振地域外、農地区分は第三種農地、都市計画区域は区域内、第一種住居地域となります。 事業費につきましては、土地取得代〇〇〇〇円、土地造成費〇〇〇〇円、建築費〇〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇円を融資にて対応されます。 雨水は、勾配をつけて東側既設側溝にて処理されます。 この東側既設側溝は、道路側溝となります。 次に、申請番号2番。 申請地は、大字〇〇字〇〇〇〇、田2筆、1015平米を太陽光発電設備として申請するものです。
-----	--

議長（会長） 前原第3小委員会委員長	権利関係は売買です。 本案件は既に造成が行われているため、申請人からの始末書の提出があります。 立地基準につきましては、農振区分は農振地域外、農地区分は第三種農地、都市計画区域は区域内工業地域となります。 事業費につきましては、土地購入費〇〇〇円、土地整地費〇〇〇〇円、太陽光発電設備設置費〇〇〇〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。 排水関係につきましては、雨水は地下浸透および北側排水路へ処理されます。 続きまして、32ページをご覧ください。 議案第15号、非農地証明願いについて、説明します。 今月の証明願い件数は、1件です。 申請人の住所、氏名については、省略します。 33ページをお開きください。 申請番号1番。 申請地は、大字〇〇〇〇字〇〇、畑1筆、403平米となっています。 判定は山林原野となり、利用状況は現況山林となります。 農地の根拠につきましては、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地です。 はい、事務局の説明が終わりました。 議案第14号および議案第15号については、昨日ですが、6月29日に第3小委員会で審議がされています。 ここで、第3小委員会から報告をお願いします。 はい、前原第3小委員会委員長。 はい、それでは第3小委員会の報告を行います。 会長から招集を受けまして、6月29日昨日に委員8名、事務局
----------------------------------	---

	3名の計11名の出席のもと第3小委員会を開催しました。 今回の議案は、農地法第5条許可申請2件、非農地証明願い1件、計3件です。 初めに、議案第14号、農地法5条の許可申請、申請番号1番について説明します。 譲受人は、えびの市で、家族で畜産業を営んでいる個人です。 現在は借家に家族で住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったこともあり、住宅を建築するためです。 また、畜産業で使用する大型トラック等の転回、駐車スペースを確保するために、現住所から近接した本申請地が適当と判断し所有者からの了承も得られたため、申請するものです。 場所は、〇〇〇〇の北西に約100メートルのところに位置します。 申請地の周囲の状況は、東側は道路、西側は水田、南側は水田および宅地、北側は宅地に接しています。 隣接農地がありますが、ブロック積みを施工し土砂等の流出を防ぐ計画です。 また、建物も境界より離して建築し、日照等の影響も出ないようにする計画とのことでした。 周辺農地への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。 次に、申請番号2番について説明します。 譲受人は、太陽光発電設備の設置を行っている法人です。 産業用太陽光発電設備を設置し、京セラ株式会社国分工場へ電力を供給する計画です。 申請地は、日照条件に恵まれておりまして、太陽光発電設備に最適なため設置を行うため申請されたものです。 場所は〇〇〇〇地区にあります〇〇〇〇〇〇の南側に位置します。
--	--

議長（会長） 事務局	申請地の周囲の状況は、北側、南側が雑種地、東側が水路、西側が道路となっています。 太陽光発電設備の周囲には、防護フェンスを設置し防草シートを敷設することで、土砂等の流出を防ぐ計画です。 周辺に農地はありませんので影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。 議案第15号、非農地証明願いについて、説明します。 申請番号1番。 願出地は、大字〇〇〇〇字〇〇で、〇〇〇〇〇公民館から南東に約100メートルのところに位置します。 願出地の周囲の状況は、北側に水田、それ以外は原野に接しています。 申請地は、雑木、竹等が生い茂っている状態でありまして、一部は法面にもなっており、周囲の状況からして耕作はできないと判断しました。 以上第3小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条許可申請2件、非農地証明願い1件について特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で許可相当および非農地としてもやむを得ないと判断をしました。 皆様のご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。 はい、事務局。 判断根拠について説明します。 農地法第5条の規定による許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ありませんでした。 立地基準につきましても、小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことです。
--------------------------	--

	また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領および市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。 よって、本日の議案第14号および第15号の計3件につきましては、転用許可基準および非農地判断基準を全て充たしていると判断します。 以上です。
議長（会長）	第3小委員会委員長報告および事務局の説明が終わりました。 これより議案第14号および議案第15号の審議に入ります。 議案第14号および議案第15号について、一括して各委員の質疑を求めます。 質疑ありませんか。
竹下会長代理	はい、竹下会長代理。 5条申請の2番についてお聞きしたいのですが、先ほど造成済みだという説明がありましたが、この太陽光を設置する法人はこの土地に太陽光を設置するということで、既に造成が済んでいたのでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局お願いします。
事務局	質問の内容に回答します。 直接申請者に対して確認は行っていないませんが、現状として、この隣接地に太陽光発電設備が設置されていますが、そこを造成した際に出た土で、本申請地も造成がされていたので、申請者に聞いてみないとわからないですが、現状で判断できるとすれば、今回の申請地も含めて、太陽光発電設備を造る予定でいたのではないかと判断できます。
議長（会長） 竹下会長代理	はい、竹下会長代理。 はい、ありがとうございます。 その隣接する場所に設置されている太陽光発電は、この業者が設

議長（会長） 事務局	置されているわけですか。 はい、事務局。 所有者は違いますが、施工は今回申請であげられた会社が行っています。
議長（会長） 事務局	始末書はありますか。 始末書もあります。 始末書には、「農地転用の許可を得ずに、令和7年6月ごろに砂利で敷設を行いました。今後はこのようなことがないように事前に申請手続きを行います。」という内容が記載されておりまして、改めて、申請人に、より当時の状況がわかるような始末書の提出をお願いしてみます。
議長（会長） 竹下課長代理	はい、竹下会長代理。 もう一点、要は、こういう太陽光等設備等を設置する専門業者でしようから、手続きはこうしなくてはいけないというのは事前によくわかってるはずですよ。 ところが、この今回の譲渡人の許可を得たことではしょうけれど、個人の農地なのでしたことではしょうけれど、この業者がえびの市内の何か所かに太陽光発電設備を設置しているのであれば、こういう手続きが必要だとわかっているはずです。 はっきり言って業者側の落ち度だと思うんですね。 指導をしっかりとしていかないと、勝手にどんどん違反転用をされてしまう可能性も出てくると思いますので、指導をよろしくお願いしたいと思います。
議長（会長） 事務局	はい、事務局。 わかりました。 実際に、業者の人たちは始末書さえ提出すれば済むみたいに使われているところもあると思いますので、改めてそこは、始末書があったとしても、本来は無断で造成等を行った場合は田んぼ、畑

議長（会長）	に戻さないといけないので、その指導も行っていくようにしたい と思います。 他にないですか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第１４号および議案第１５号に対する第３小委員会の判断 は、許可相当または非農地として承認相当です。 また、事務局の判断も許可相当、または非農地として承認相当で す。 先ほどありましたように、違反転用になりますので、事前指導を するということをお願いしておきたいと思います。 お諮りします。 議案第１４号および議案第１５号は原案のとおり承認することに 賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手） はい、全員賛成と認めます。 議案第１４号および議案第１５号は、原案のとおり決定します。 また、議案第１４号については、許可相当として県知事に意見書 を送付します。 以上で本日の議案審議は終了いたしました。 （午前１０時３５分　終了）